

### 【特集】ワーク・ライフ・バランスとは何か ：各学問分野の知見と政策課題：特集にあ たって

OISHI, Akiko / 大石, 亜希子

---

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / Journal of Ohara Institute for Social Research

(巻 / Volume)

723

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

3

(発行年 / Year)

2019-01-01

特集にあたって

大石 亜希子

---

今日ではさまざまな学問分野の研究者がワーク・ライフ・バランス研究に取り組んでおり、理論面あるいは実証面で多くの研究成果が蓄積されてきている。その一方で、各分野が独自に発展させてきた理論や研究アプローチについての知見が共有されないままにワーク・ライフ・バランスが論じられるために、ある種のすれ違いやわかりにくさが生じているように思える。たとえば冒頭の筒井論文（社会学）では、アイデンティティや役割意識のために、稼ぎのない男性があえて家事をしないケースや、パートナーと同程度の有償労働をしている女性が、あえて家事を手放さないケースもあることが紹介されているが<sup>(1)</sup>、こうした人々は経済学の家計生産理論に基づく分業モデルでは非合理的な選択をしていることになる。逆に、社会学や家政学の立場からみれば、経済学の分業モデルは、人々の生活時間配分や家計収入構造の背後にある「極めて強固な性別役割分業」の意識（重川論文）に鈍感すぎるようにみえるかもしれない。

このような分野間の違いを架橋する新たな学問的發展が俟たれるところであるが、それへの第一歩として、本特集では社会学、経済学、経営学、家政学、産業保健学、労働法学の6分野の研究者に、各分野の研究アプローチの特徴と主要な知見を紹介してもらうこととした。以下、特集において注目すべき論点についてコメントしておきたい。

第1は、家事やケア（育児・介護）などの無償労働と言われる部分以外の「ライフ」を考慮するかどうかという点である。長時間労働による健康問題や過労死をも視野にいれたいいわゆる広義のワーク・ライフ・バランスの議論では、「ライフ」の中に睡眠時間やレクリエーション、あるいはボランティア活動などの多様な活動に充てる時間が含まれることが当然に想定されている。一方、仕事と家庭の「両立」問題に関連づけられたワーク・ライフ・バランスの議論では、家事やケア以外の「ライフ」は考慮されない傾向にある。たとえば産業保健における「狭義のワーク・ライフ・バランス」概念では、仕事役割と家庭役割の両立葛藤（ワーク・ライフ・コンフリクト）が主要な研究テーマとなっており（渡井論文）、法学分野に目を転じると、育児・介護休業法は育児・介護のために必要となる「家庭生活」に限定して労働からの正当な解放を保障している（皆川論文）。すなわち、これらの議論では暗黙裡に「ライフ」は家事やケアを指しており、余暇が入り込む余地はない。個々の研究に関して、研究者同士であればどちらのレベルでのワーク・ライフ・バランスを論じているかは自明であっても、その研究成果を一般社会に還元する際にはより丁寧に説明する

---

(1) 乾（2014）に基づく。詳細は筒井論文参照。

ことが求められよう。

第2は、日本的雇用慣行とワーク・ライフ・バランスの関係である。日本企業では、企業内訓練による労働者のスキル蓄積と生産性の上昇が重視されるため、いわゆる日本的雇用慣行と呼ばれる長期的な雇用関係が維持されてきた（大石論文）。日本的雇用慣行のもとでは不況期にも解雇や人員整理が行われないので、企業は雇用量を絞りつつ、労働時間の調整で事業の繁閑に対応しようとする。このため恒常的に長時間労働が行われやすいことがこれまでも指摘されてきた。最高裁の判例は、時間外・休日労働の命令に関して使用者に広範な裁量を認めており（皆川論文）、転勤命令についても同様に、使用者の裁量が広く認められている。職務範囲を明確に定めずに雇用契約を結び、事業ニーズに合わせて配置転換や転勤を行う日本的雇用慣行は、経営環境の変化に合わせた柔軟な人員配置を可能とする一方で、労働者本人あるいは家族のワーク・ライフ・バランスの障害になっているという指摘は以前からあった。この意味で長時間労働や頻繁な転勤は、雇用保障の代償と言える。他方、経営学の観点から執筆された上林論文では、欧米企業のような徹底した分業体制を取らせず、職務範囲も仕事と家庭生活の境目もあえて曖昧にする日本的雇用慣行は、合理的でもあり、労働者のモチベーションアップにもつながってきたとポジティブに評価されている。

それでは今後の企業社会において、労働者のワーク・ライフ・バランスはどのような形で実現されるのであろうか。皆川論文（労働法）は、2019年度から導入される時間外労働の上限規制を一定の進展として評価するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現には労使の自主的な取り組みが必要と訴える。上林論文（経営学）においては、労働者の主体性や自由裁量を許容した勤務制度を設計することの重要性が説かれる。上林論文では、ワークとライフを統合し、仕事の中に楽しみや喜びなどの精神的充実を見出しながら高い生産性を発揮する労働者が目指すべきモデルとして描かれているが、これは高度プロフェッショナル制度が想定する自律性の高い労働者像と一致する。

一方、渡井論文（産業保健）は、仕事の自由裁量拡大は健康にポジティブな影響をもたらすと期待される半面、過重労働や睡眠時間・生活時間の減少につながらないかと懸念を示す。重川論文（家政学）も、森田（2008）<sup>(2)</sup>を引用しつつ、ワーク・ライフ・バランスのメリットを個人の主観的満足ではかることは、問題状況の表面化を阻むとともに、労働者の自己責任論につながりやすいと指摘する。これと関連して大石論文（経済学）では、長時間労働者はメンタルヘルスが悪化する一方で仕事満足度は高まる傾向があるという研究<sup>(3)</sup>が紹介され、仕事満足度が高いからといって健康問題が生じていないわけではないということが指摘されている。

第3の論点は、雇用外部の生活保障の可能性はあるのかという問題である。これは今回の特集の各論文では特に触れられていないものの、本特集の契機となったシンポジウムにおいて議論になった点であった。日本の社会保障制度のもとでは、労働者はいったん正規雇用者としての地位を失うと、雇用に関連づけられた社会保険などのセーフティーネットから外れてしまい、脆弱な立場に追い込まれる。そのため、ワーク・ライフ・バランスが劣悪な職場でもしがみついても働かざるを得ず、労働者の発言力は相対的に低下する。ここでもし、ベーシック・インカムなどの形で雇用と切

(2) 森田（2008）については重川論文参照。

(3) 黒田・山本（2014）。大石論文参照。

り離された生活保障が得られるのであれば、劣悪な企業は人材が流出して市場から淘汰されるので、全体としてのワーク・ライフ・バランスの底上げが可能となるのではないかという指摘があった。ただし、ベーシック・インカムの財源調達方法や制度設計によっては、ワーク・ライフ・バランスにプラスの影響が及ぶとは限らないことにも注意が必要である。たとえば、保育サービスなどに充当する財源を削減してベーシック・インカムを実現する可能性もある。この点についてはさらに研究を深めていく必要があるだろう。

本特集の企画には、実は先例がある。筆者は川上ほか編（2015）<sup>(4)</sup>において、ワーク・ライフ・バランスの章を産業心理学者である島津明人氏（北里大学教授）と共同で執筆する機会を得た。その際に、ワーク・ライフ・バランス概念の多様性や、研究アプローチの違いについて強い印象を受けた。同書は異分野の研究者がペアを組み、一章ずつ執筆するというスタイルをとっているが、同様にして、ワーク・ライフ・バランスをテーマに多分野の研究者が共に語る機会を設けたいと考えたのが本企画の発端である。その後、筆者が代表を務める研究プロジェクト<sup>(5)</sup>と千葉大学の学内プロジェクト<sup>(6)</sup>が合同して、2018年2月に千葉大学にて公開シンポジウム「ワーク・ライフ・バランス概念の学際的再検討」を開催することができた。同シンポジウムでは、本特集に寄稿している筒井氏、渡井氏、皆川氏のほか、経済学分野から黒田祥子氏（早稲田大学教授）が報告を行ったが<sup>(7)</sup>、本特集の企画にあたっては、学問分野を広げて上林氏、重川氏にも執筆していただくこととし、経済学分野については黒田氏のご都合がつかなかったため、筆者が執筆している<sup>(8)</sup>。本特集が、ワーク・ライフ・バランス研究のひとつのレファレンスとして役立てば幸いである。

（おおいし・あきこ 千葉大学大学院社会科学研究院教授）

---

(4) 川上憲人・橋本英樹・近藤尚己編（2015）『社会と健康——健康格差解消に向けた統合科学的アプローチ』東京大学出版会。

(5) JSPS 科研費 17H02585 「非典型時間帯就労に着目したワーク・ライフ・バランスの国際比較研究」（研究代表者：大石亜希子）。

(6) 千葉大学学内研究推進事業リーディング研究育成プログラム「未来型公正社会研究」（研究代表者：水島治郎・千葉大学教授）。

(7) 討論者として松田茂樹氏（中京大学教授）と水島治郎氏が参加した。

(8) 黒田氏の報告から多くの示唆を得たものの、筆者担当部分は本特集のために新たに書き下ろしたものであり、内容についての全責任が筆者にあることは言うまでもない。